

コミュニティセンターホール優先利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市体育文化館条例（昭和58年条例第13号。以下「施設条例」という。）第2条第2号に掲げられたコミュニティセンターの当該ホール（以下「ホール」という。）に関し、その優先利用希望の申請について必要な事項を定めるものとする。

(優先利用希望申請ができる行事及び時期)

第2条 ホールの予約は、利用希望日（複数日にわたる場合はその初日。以下同じ。）の属する月の12月前の月の初日（その日が佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する日に該当するときは、これらの日の前日とする。）から申し込みを受けて調整して決定することを原則とするが、次の表に掲げる行事に限っては、それぞれ同表に掲げる時期に優先利用希望申請ができるものとする。

	行事	申請できる時期
1	体育文化館大体育室又はコミュニティセンター集会場（小体育室）とホールを一体的に使用して実施する行事であって、体育施設優先使用に関する要綱（平成28年4月1日施行）により優先使用希望申請が可能なもの	体育施設優先使用に関する要綱第2条別表1各号に掲げられた日から
2	佐世保市教育委員会文化及びスポーツ表彰式	利用希望日の3年前の日から
3	佐世保市中部地区自治協議会が主催する文化祭	
4	市又は教育委員会が主催する全市的な公共性の高い行事	
5	その他教育委員会又は指定管理者が特に認める行事（指定管理者が認める場合にあっては、事前に教育委員会と協議したものに限る。）	

(優先利用希望の申請)

第3条 ホールの優先利用を希望する者は、指定管理者が定める申請書に、ホールを優先して利用しなければならない理由を明記した資料（行事規模や参加人数等がわかる資料等）を添付して、指定管理者に提出しなければならない。

(優先希望利用申請の承認決定等)

第4条 指定管理者は、前条の規定により優先利用希望申請があった場合は、これを承認又は承認しないことを決定するものとする。

2 前項の場合において、指定管理者は、次の各号に掲げる基準によって、当該決定を行うものとする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

第1 優先する行事	・ 佐世保市教育委員会文化及びスポーツ表彰式 ・ 佐世保市中部地区自治協議会が主催する文化祭
第2 優先する行事	・ 市又は教育委員会が主催する全市的な公共性の高い行事 ・ 教育委員会又は指定管理者が特に認める行事
第3 優先する行事	・ 体育文化館大体育室又はコミュニティセンター集会場（小体育室）とホールを一体的に使用して実施する行事であって、体育施設優先使用に関する要綱により優先使用希望申請が可能なもの

（優先利用希望承認書の交付）

第5条 指定管理者は、優先利用希望の承認を決定したときは、速やかに指定管理者の定める承認書を優先利用を希望した者に交付するものとする。

（利用許可申請書の提出時期）

第6条 優先利用希望の承認を受けた者は、利用希望日の属する月の2月前の月の末日までに、佐世保市体育文化館条例施行規則（平成14年教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第3条に規定された体育文化館利用許可申請書を、指定管理者に提出しなければならない。

（利用の中止又は変更）

第7条 規則第7条の規定は、優先利用希望の承認を受けた者が、ホールの利用を中止し、又は内容を変更しようとする場合について準用する。

（優先利用希望承認の取消等）

第8条 施設条例第10条の規定は、優先利用希望の承認を受けた者に対して、その承認の取消等を行う場合について準用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。